

資 料

【後期基本計画 審議等の経過】

開催日等	会議の名称等	会議の内容等
平成 24 年 10 月 3 日	第 1 回審議会	市長から小松島市基本構想等審議会へ後期基本計画(素案)の諮問と審議
平成 24 年 10 月 5 日 ～ 10 月 24 日	パブリック コメントの 実施	意見件数 1 件
平成 24 年 11 月 14 日	第 2 回審議会	後期基本計画(素案)の審議
平成 25 年 1 月 18 日	答申	小松島市基本構想等審議会から市長へ後期基本計画(素案)の答申

【諮問】

小 総 第 273号
平成24年10月 3日

小松島市基本構想等審議会会長 様

小松島市長 稲 田 米 昭

小松島市第5次総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

小松島市第5次総合計画後期基本計画の策定にあたり、小松島市基本構想等審議会条例第2条の規定に基づき、後期基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

【答申】

平成25年1月18日

小松島市長 稲田米昭様

小松島市基本構想等審議会
会長 松村豊大

小松島市第5次総合計画後期基本計画について（答申）

平成24年10月3日付小総273号で本審議会に諮問のありました小松島市第5次総合計画後期基本計画の策定について、当審議会において慎重に審議した結果、別冊のとおり取りまとめましたので答申いたします。

審議にあたっては、第5次総合計画策定時以降に発生した欧州の経済危機問題や東日本大震災などの大きな社会情勢の変化や、「第1次一括法」「第2次一括法」の成立により現在進められている義務付け・枠付けの見直しや国から地方への権限移譲などの地方分権・地域主権に向けた取り組みなどを踏まえながら慎重に議論を重ねました。

なお、計画の策定・推進にあたっては、答申の趣旨に十分配慮され、将来像の実現をめざし最大限努力されるようお願いいたします。

【小松島市基本構想等審議会委員名簿】

氏名	所属団体等	役職
荒井 義之	東とくしま農業協同組合 代表理事組合長	
井内 隆	小松島漁業協同組合 組合長	
岡部 敏明	阿波銀行小松島支店 支店長	
喜多 操子	小松島市消費者協会 会長	
小林 勝代	小松島商工会議所 専務理事	
高木 稔	小松島市身体障害者連合会 会長	
立川 邦男	NPO法人港まちづくりファンタジーハーバーこまつしま事務局長	
谷 明彦	小松島市PTA連合会 会長	
谷 亮弘	人権擁護委員 小松島地区委員長	
鳥井 敬一	小松島市教育委員会 委員長	
中野 晋	徳島大学大学院 ソシオテクノサイエンス研究部 教授 博士(工学)	
中山 功	小松島市衛生組合連合会 会長	
畠山 ツミ子	小松島市連合婦人会 会長	
服部 文昭	小松島市文化協会 会長	
廣野 博光	社団法人小松島青年会議所 理事長	
藤井 克明	小松島市都市計画審議会 会長 小松島市社会福祉協議会 会長	副会長
藤野 和也	小松島市医師会 会長	
藤野 正宏	国土交通省四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所 所長	
前田 久	小松島市自主防災連合会 会長	
松下 純子	徳島文理大学短期大学部 生活科学科食物専攻 教授	
松村 豊大	徳島文理大学総合政策学部 教授 博士(政策科学)	会長
山本 紘一	徳島県鉄鋼協同組合 理事長	

五十音順(敬称略)

小松島市基本構想等審議会条例

昭和 47 年 7 月 1 日
条例第 15 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、小松島市基本構想等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて基本構想及び基本計画に関する事項について調査し、審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 委員のうち役職により委嘱された委員が前条第 2 項各号に掲げる職を失った場合には、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、必要に応じ、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

4 審議会には、専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴することができる。

(専門部会)

第 7 条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選による。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 48 年条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

小松島市第5次総合計画 後期基本計画
安全・安心・信頼のこまつしま

発行 徳島県小松島市

〒773-8501

徳島県小松島市横須町1番1号

TEL 0885-32-2111

FAX 0885-33-3253

発行日 平成25年3月

編集 小松島市総務部総務課

